

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

### 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第7章　〔略〕	第1章～第7章　〔略〕
第8章　自立訓練（機能訓練）	第8章　自立訓練（機能訓練）
第1節・第2節　〔略〕	第1節・第2節　〔略〕
第3節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条・第151条）	第3節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条・第151条）
第9章　自立訓練（生活訓練）	第9章　自立訓練（生活訓練）
第1節・第2節　〔略〕	第1節・第2節　〔略〕
第3節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条・第161条）	第3節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条・第161条）
第10章～第17章　〔略〕	第10章～第17章　〔略〕
附則	附則
（基準該当生活介護の基準）	（基準該当生活介護の基準）
第96条　生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	第96条　生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
（1） 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）第100条に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（同条例第99条に規定する指定通所介護	（1） 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）第100条に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」と

をいう。以下同じ。) を提供するものであること。

(2) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第111条第1号において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（同号において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下この条及び同号において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とい

う。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（同条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。

(2) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とい

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。第111条第1号において「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。

(2) [略]

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。

(2) [略]

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供すること。

(2) [略]

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供すること。

(2) [略]

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供すること。

(2) [略]

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」といふ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供すること。

(2) [略]

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多

機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める要件

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) [略]

(2) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める要件

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。